

平成28年度 事業計画

I. 総論

平成27年度の我が国の経済状況は、アベノミクス政策の効果もあり、大企業を中心に多くの産業で雇用状況は改善が続いたものの、人手不足感が高まっている。また、為替は急速な円安が進んだ結果、原材料などの値上げが続いているが、一方で世界経済の低迷による原油需要の減少で原油価格が低下し、電気、ガス等をはじめとするエネルギー関連費は低減した。

国内の物価上昇は当初のインフレ目標を下回る状態が続いており、物価上昇目標達成には厳しい状態が続くのではないかと懸念されている。中小企業、地方などには景気回復の流れが及んでおらず、今後、景気の好循環が広く及ぶように、一層の力強い経済対策の実行が期待される。

世界経済を見ると、ギリシャの金融危機によるEU脱退問題や、世界経済を牽引してきた中国の経済成長にかげりが見え始め、世界経済に変調を来たした。また、好調を保っているアメリカ経済の量的金融緩和の終了時期が近づくことや、中東におけるイスラム国問題やシリア難民のヨーロッパ流入問題の解決が進まない等、多くの不安材料を抱えた状況にある。

また、国内では秋に内閣改造が行われ、「新三本の矢」による少子高齢化という構造的な課題にチャレンジする「1億総活躍社会」作りが表明された。我が国の人口減少に伴い、多くの産業において若年労働者を含めた雇用問題が指摘されており、東京に一極集中する事態の是正による地方の活性化や、若者が将来に夢や希望を持てるようになり、多くの国民が活躍できるような社会になることが期待される。

自動車については、技術進歩により高度な電子制御を採用したプラグインハイブリッド車や、水素を燃料とした燃料電池自動車、また、ユーザーの安全に対する意識の変化に伴い衝突被害軽減ブレーキなどの安全運転を支援するシステムを装備した車両が増加している。また、総保有台数については微増の状況が続いているが、自動車保有構造は燃費の良い軽自動車や小型車への移行が依然として進んでいる。

このような状況にあって、整備業界においても少子化の影響から従来のような自動車整備学校の新卒者を含めた若年労働者の採用が難しくなっており、また、急速に進んでいる自動車の整備技術の高度化に向けた対応も同時に求められ、整備業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。

このため、自動車整備業のビジョンにも示されている整備技術力の強化、CS向上による入庫・売り上げの拡大、健全な経営の実践などを強力に推進し、厳しい経営

環境や状況の変化に対応できる業界となることが求められている。

平成28年度事業においては、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施する。

業界振興・活性化対策としては、事業承継対策として、「帯広信用金庫経営コンサルティング室」と連携し会員事業所の円滑な事業承継の推進を図ります。また「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進することとし、自社の経営状況を簡易に自己診断できる「簡易経営自己診断システム」を活用した健全な経営の実践を推進する。

また、会員事業所の実態を把握するため、引き続き「自動車分解整備業の実態調査」及び、自動車整備業の経営状況や給与実態調査を実施し結果を公表する。

整備士確保対策については、自動車整備の仕事のPR、整備のイメージ向上等、国土交通省及び日整連「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と連携を図りつつ、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進める。

業界健全化対策としては、昨年改訂した「完成検査実施マニュアル」及び「指定整備事業適正運営のためのマニュアル（改訂版）」を活用して、指定整備事業者の法令遵守の徹底を図る。

不正改造防止対策については改めて「不正改造車排除マニュアル」を作成し、不正改造車の排除の徹底を図る。

また、平成23年度に国土交通省から指定された「車積載車による有償運送許可に係る研修」を引き続き日整連の協力を得て実施する。

さらに、国土交通省において、平成29年度から実施される予定の継続検査ワンストップサービスに対応するため、振興会としてのワンストップサービス全体の仕組み、利用方法等に関する研修会に参加します。

法制・税制対策としては、平成26年3月31日に施行された、農業貨物自動車の車検延長に係る、実証実験である車検伸長を実施しており、データ収集に協力する。また、法令・制度の改正や税制改正に係る動きを調査し、自動車関係諸税の負担軽減に向けた要望活動等を積極的に展開するとともに、会員事業所への情報提供を行う。

ICT化促進対策としては、126の事業場の加入を得ているFAINESの円滑な運用に努めると共に、新FAINESが稼動予定でありシステム全面更新において、会員の加入促進を図り、合わせて利用料金の見直しを行いシステムの安定的運用を図る。

環境保全・省資源対策については、会員事業所において、引き続きCO₂排出削減の取り組みを推進いたします。

また、リサイクル・リユース部品の利用促進については、資源の有効利用ととも

に費用の低減にも繋がるものであることから、関係団体とも協力して会員事業者、ユーザーの理解を得るための活動を進める。

自動車ユーザー対策としては、自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえるよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画するとともに、北整連が主体となり定期点検促進のためのラジオCMを実施します。また、「マイカー点検キャンペーン」を会員事業所とともに実施する。

さらに、定期点検整備促進対策として自動車検査証備考欄に記載されている点検整備実施状況について、自動車ユーザーへの周知を図るために、引き続き会員事業所とともに啓発活動を展開する。

併せて、自動車ユーザーからの整備相談については、相談者の理解を得られる分かり易い応対が行えるよう、相談員の相談対応力の向上を進め、自動車整備相談所の適切な運用を図る。

整備技術の向上対策としては、会員事業者の新技术修得の場である整備主任者技術研修のさらなる充実を図るために、自動車メーカーにおける指導員講習会に参加し充実を図る。

さらに、自動車の電子制御装置など新技术への対応力の向上のために、「スキャンツール基本・応用研修」に加え、高度な診断技術力を習得のための「スキャンツールステップアップ研修」の実施の推進や、点検整備情報の充実・拡大及び技術サポート体制の充実・強化の推進、またユーザーが新技术対応工場である旨を識別できるように、スキャンツール活用事業場の認定制度を推進する。

また、日整連による第21回全日本自動車整備技能競技大会の開催にあたり、帯広地区予選会を開催いたします。

広報・国際協力対策としては、自動車ユーザーや整備関係者に向けたタイムリーな情報提供ができるよう、日整連ニュースの一層の充実を図るとともに、当会ホームページにより「事業案内」等を紹介してまいります。

組織運営対策としては、定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、事業の推進に努めます。

また、公益目的支出計画の確実な実施を図り、定められた定期提出書類を作成し行政庁に提出する等、一般社団法人としての適正な法人運営に努めるとともに、会員皆様には、本年度も当会事業になお一層のご理解とご協力をお願い致しますとともに、関係ご当局をはじめ関係各位のご指導並びにご支援を切にお願い申し上げます。

本年度の事業項目の詳細は別項の通りである。

II. 事業項目

1. 自動車整備業界の振興と活性化対策

一般社会と自動車使用者に対し、自動車の安全確保、環境保全に貢献している整備業界の社会的有用性や、「整備過疎地にならない決意」の提言を踏まえて業界体制の推進を図るとともに、プロによる点検・整備の必要性などを発信し、業界の社会的地位の向上を図ることにより、業界振興・活性化に努める。また、引き続き「自動車整備業のビジョンⅡ」に沿った取組みを進める。

- (1) 自動車整備業の過疎化防止と活性化対策（自動車整備業のビジョンⅡ）の普及促進
- (2) 事業承継対策として「帯広信用金庫経営コンサルティング室」と連携し適正指導の実践
- (3) 国土交通省及び日整連「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と連携し人材確保・育成を図る。
- (4) OBDスキャンツールの貸し出しと普及促進
- (5) 新整備商品の普及促進（長期使用車両の推奨点検、故障診断料）
- (6) レバレート計算、車検料金、点検料金、故障診断料等の構成に関する指導
- (7) 整備事業適正化指導の推進
- (8) 整備料金ポスターの掲示徹底の指導
- (9) 委員・事務局による企業訪問の実施（3年で全会員一巡）
- (10) 支部及び委員会主導による支部懇談会の開催
- (11) 回送保証、代車、出張サービスに関する適正化指導
- (12) CO₂削減のための環境家計簿の導入等、自主的行動に基づく対応
- (13) 整備事業行動綱領の実践

2. 自動車整備業界の遵法精神の徹底と健全化対策

整備業界に対する社会的信頼を高めるため、法令遵守の徹底を図るとともに、お客様の立場に立ったサービスの提供により、業界に対する信頼の確保と更なるレベルアップを図る。

- (1) 顧客満足度『CS』推進活動の実践による業界のレベルアップ
- (2) 車積載車による有償運送許可制度の適切な対応推進
- (3) 指定整備事業の「指定整備事業適正化運営（改訂版）」による法令遵守向上・浸透を図る
- (4) フロント部門強化のための自動車整備技術コンサルタントの養成
- (5) 安全衛生教育の実施による業界コンプライアンスの向上
- (6) 特定商取引法に関する適正指導
- (7) 自動車公正競争規約及び景品表示法等の指導

3. 行政協力対策

自動車関係行政、検査登録業務運営、放置駐車違反車の車検拒否制度に協力し、その円滑化・合理化を推進する。

- (1) 放置駐車違反金未納自動車車検拒否制度に関する情報提供
- (2) 自動車検査登録手続きの電子化（ワンストップサービス）への対応策の検討
- (3) 改正グリーン顕彰制度普及促進
- (4) 自動車検査独立行政法人への検査業務に対する協力
- (5) 自動車検査登録行政業務に対する協力
- (6) 軽自動車検査届出業務に対する協力
- (7) 軽自動車保管場所の届出に対する協力と使用者指導
- (8) 春の車検繁忙対策
 - ・持込検査の円滑化
 - ・指定整備書類の窓口円滑化
- (9) 封印受託業務の適正指導
- (10) 自動車整備事業の運営円滑化・合理化に関する行政への要望、整備事業関係
その他行政業務に対する協力

4. 自動車使用者等対策

自動車使用者の皆様に対し、保守管理意識の高揚と正しい自動車整備に関する知識の徹底を図り、自動車の安全確保と公害防止を呼びかけるため、広報活動を積極的に行う。

- (1) 各種取扱費用に関するユーザー理解の構築（お客様向け提案・説明資料の活用）
- (2) 北整連が主体となり定期点検促進のためのラジオCM放送を全道統一で実施
- (3) 自動車使用者に対する自動車の点検整備適正指導
- (4) マイカー点検教室の開催
- (5) 「全国一斉マイカー点検日（9月第1土曜日）」における無料点検デーの実施
- (6) 自己管理責任に関する使用者指導
- (7) 自動車整備及び整備事業に関する苦情処理、及び相談に関する対応
- (8) 回送保証料、代車料、出張サービス料、故障診断料等の使用者理解とPR活動の実施
- (9) 臨時整備の見積提示と整備方法の改善
- (10) 整備料金に関する実態調査と公表（公正取引委員会承認事業）
- (11) 低年式車両の増加に対応する定期点検整備率向上、長期使用車両の推奨点検の奨励
- (12) 自動車点検推進運動への参画と、点検整備によるCO₂削減効果のPR

- (13) 整備保証書の普及促進
- (14) 定期点検整備促進優良事業場の表彰

5. 人材対策

自動車整備業の労働環境改善を図るとともに、若手技術員の雇用拡大と合わせてパート労働者、高齢者、女性労働者の戦力の研究を行う。

- (1) 業界資質の向上を目指して労働環境の改善し、魅力ある業界作りを推進
- (2) 新規学卒者及び、若手整備員の雇用の拡大を図る
- (3) 高齢者及び、女性労働者の雇用拡大と戦力化の研究
- (4) 各種労務調査結果に基づく業界への指導
- (5) 工場美化運動の推進
- (6) 従業員永年勤続者表彰の実施
- (7) 自動車整備国民年金基金への加入促進
- (8) 会員事業所の福利厚生の実施

6. 自動車整備員育成対策

業界活性化の中核となる整備員の育成のため、高度化する自動車技術に対応する整備技術の習得と、使用者の立場に立った心のこもったサービスを提供できる有能な人材を養成する。

- (1) 全日本自動車整備技能競技大会へ向けて帯広地区予選会の開催
- (2) 人材育成による教育・訓練の充実強化
- (3) 自動車整備技術コンサルタントの養成
- (4) 整備技術講習の新技术に関する内容の充実・強化
- (5) 整備技術講習所の講師の充実・強化
- (6) 自動車整備技能登録試験の実施
- (7) 整備新技术講習会の実施
- (8) 若手従業員のレベルアップ対策
※具体的な教育内容は別表の通り計画

7. 交通事故防止対策

自動車社会のリーダーとして、通常総会時に交通安全宣言を実施し、地域における交通事故防止活動の先駆者的役割を積極的に果たす。

- (1) 交通安全宣言の実施
- (2) 安全運転励行の周知徹底
- (3) 事業所内交通安全運動の推進
- (4) 交通安全セーフティラリーへの参加促進

(5) 関係機関・団体が開催する交通安全活動への積極的参加

8. 組織運営対策

諸会議・委員会・部会等の連携を図り、ブロック・中央及び、支部・団体会員との連携を図りながら、迅速で活気ある組織作りに努める。

- (1) 執行会議（総会・理事会）の開催
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 委員会開催と部会による組織強化
- (4) 支部長会議の開催
- (5) 支部に対する活動支援の充実強化
- (6) 全国及び、全道会長会議への参加
- (7) 全国専務理事会、北整連専務理事会等への参加
- (8) 傘下会員との連携強化
- (9) 団体加入会員との連携強化
- (10) 組合青年部の育成と支援
- (11) 組織運営規模の適正化と業務改善の推進

9. 定期点検整備促進対策

自動車使用者の皆様に対し、予防整備の重要性と経済性を強く呼びかけるとともに、業界が率先して定期点検を実施し、自動車の安全確保・公害防止・経済性の向上に努める。

- (1) 自動車の保守管理について業界内部に対する完全実施の呼びかけ
- (2) 点検整備促進街頭指導の協力並びに啓発の実施
- (3) 地球温暖化防止に寄与する定期点検整備の励行推進観念の徹底
- (4) 定期点検整備促進キャンペーンの実施（9月・10月）
- (5) 使用者に対して点検整備促進普及のための各種啓発活動・広報活動（ラッピング広告）の実施と関係団体への協賛
- (6) 低年式車両の増加に対応する定期点検整備実施率向上対策と長期使用車両推奨点検の普及

10. 法制・税制対策等

自動車整備業に係わる法制・税制等の改正動向を調査し、情報提供に努め、業界の実態を踏まえた適正な運用が図られるよう要望活動を行う。

- (1) 自動車リサイクル法施行と確実な引取り業務の遂行
- (2) 道路運送車両法関係法令及び、通達の改廃に対する要望
- (3) 税制関係法令の改善に関する要望

- (4) 消費税に関する表示方法等の指導
- (5) 農業用貨物自動車の車検期間伸長に関する対応と協力
- (6) 指定整備制度、点検整備・検査制度全般にわたる適正化指導

11. 中小企業の育成・振興対策

中小企業としての自動車整備業の育成・振興に関する諸制度の情報を提供するとともに、整備事業の実態について調査を行い、業務改善に関する相談及び、指導に努める。

- (1) 中小企業育成・振興に関する諸制度の情報収集及び、提供
- (2) 整備原価の実態に関する調査及び、統計に関する指導
- (3) 管内・道内・道外視察研修の実施（支部・各委員会・部会等）
- (4) 整備事業の業務改善に関する相談及び、指導
- (5) 取引適正化対策
- (6) 板金・塗装作業に関する適正指導
- (7) 整備関係諸団体及び、関連他業界との連携、協調
- (8) 整備需要動向調査の実施並びにその他業界全体のための各種調査の実施

12. 自動車の安全確保・産業廃棄物・リサイクル等の自動車関連環境対策

自動車の安全確保及び、自動車の排気ガス、産業廃棄物、フロン類の回収破壊、使用済み自動車、バッテリー、廃タイヤ等に関する適正処理及び、労働者の安全衛生に関する諸対策を推進する。

- (1) 不正改造車排除の啓発活動の実施
- (2) 自動車整備事業場における自主点検・パトロールの実施
- (3) 自動車整備環境対策推進事業場の業界PR及び、自動車関係団体との協力
- (4) 自動車整備事業者のフロン類回収業者及び、第二特定製品取引業者登録申請の協力
- (5) 整備作業に伴う事故事例の周知徹底
- (6) 自動車及び、二輪車（軽、原付含む）安全確保対策の協力
- (7) 自動車の公害防止等地球環境問題に関する適正指導
- (8) 労働安全衛生に関する教育及び、指導
- (9) 自動車関係廃棄物に関する適正処理と、組合が行う共同収集運搬事業（外部委託）への協力及び、環境に配慮した整備の推進
- (10) 大型貨物車に対する車両事故・火災防止の啓発

13. 整備技術向上対策

整備技術の資質を改善し、技術の高度化に対する作業精度と生産性向上を図る

とともに、事業場設備の適正な管理指導に努める。

- (1) 自動車技術の高度化・電子化に対応する整備技術の向上対策
- (2) 排出ガステスターの較正実施（認証工場対象）
- (3) 整備用機械工具及び、テスター類の適正な保守管理及び、活用のPR
- (4) OBDスキャンツールによる診断技術の習得と業界普及
- (5) 事故車見積技術の向上対策と講習会等の開催
- (6) FAINESの情報内容の充実と普及促進

14. 福祉事業対策

整備事業者及び、整備事業関係従業員を対象とした福利事業を推進し、事業経営基盤の強化を図る。

- (1) 生命共済、生命医療共済保険の普及拡大
- (2) 自動車整備業賠償共済保険の普及拡大
- (3) 年金共済制度の加入促進
- (4) 親睦事業の実施

15. 広報対策

進歩著しい高度情報化社会に対するため、整備事業場のITC（情報通信技術）の活用を促進し、業界内の活性化を図るとともに、業界についての理解と認識を高める広報活動の強化を図る。

- (1) IT戦略時代に対応したインターネット等の整備業界とユーザー及び、事務局を結ぶ情報の活用と業界指導
- (2) 自動車整備関係情報の収集・提供及び、斡旋
- (3) 機関紙「自動車整備情報」の編集・発行
- (4) 「日整連ニュース」・「技術情報」の提供
- (5) 振興会ホームページの内容充実と一般社団法人としての必要情報の開示
- (6) ホームページによる自動車関連商品の業界PR
- (7) 内容が充実強化されたFAIENESの加入促進PR